

調達管理番号・案件名

25a00217_フィリピン国包蔵水カデータベース化支援プロジェクト

質問と回答は以下のとおりです。

2025年7月1日

質問番号	ページ	項目	質問内容	回答
1	14	環境社会配慮に係る調査	<p>企画競争説明書の【2】特記仕様書案のp.14:第4条2.(3)その他 ⑥環境社会配慮に係る調査では「本業務では当該項目は適用しない。」とあるが、別紙1 案件概要表のp.22:4. 事業の枠組み (3) 成果 指標及び目標値において「4つの優先候補地において予備調査が実施され、当該サイトにおける技術・財務・環境関連の課題が抽出されている。」と記載されている。【2】特記仕様書案のp.9:第2条に記載の通り、本紙である特記仕様書案が優先されるものとし、その記載の範囲内での活動実施という理解で支障ないか。</p>	<p>案件概要表の3.事業概要、(9)環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類に記載のとおり、本案件は、環境社会配慮カテゴリ分類(C)です。従いまして、上位カテゴリ分類にて必要とされる環境社会配慮調査を行ったうえで、環境社会配慮文書を作成し、審査部との確認プロセスを経て環境社会配慮文書を完成させる、という一連の環境社会配慮調査プロセスはございません。その観点から、【2】特記仕様書案のp.14:第4条2.(3)その他 ⑥環境社会配慮に係る調査では「本業務では当該項目は適用しない。」としています。また、エネルギー省、環境天然資源省との間において、本案件は、あくまで、データベース化支援プロジェクトであって、マスタープラン作成支援ではないので、SEAの実施は要求されない点を確認しております。</p> <p>一方で、別紙1 案件概要表のp.22:4. 事業の枠組み (3) 成果 指標及び目標値において「4つの優先候補地において予備調査が実施され、当該サイトにおける技術・財務・環境関連の課題が抽出されている。」に記載のとおり、予備調査における保護区、先住民居住区、将来の開発に伴う住民の潜在的な反対意見の聴取、といった調査は必要とされ、受注者における対応が必要とされます。また、包蔵水カデータベースの作成過程において、比国において水力開発を行ううえで遵守する必要がある法律・法令・ガイドラインの調査を行うことが求められます。環境社会配慮調査カテゴリ分類(C)のため、環境社会配慮調査団員を個別に投入する必要はございませんが、上述の項目及びエネルギー省、環境天然資源省との環境関連の協議の場において受注者において柔軟に対応いただくことが求められます点ご理解の程よろしくお願いたします。</p>

以上